

令和5年度佐賀県水防計画の概要



【令和3年8月】
土のう積み状況（小城市三日月町織島地区）

【令和3年8月】
避難誘導（みやき町三根地区）



水防法の趣旨

洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。



水防計画

○水防計画とは、

水防上必要な ①監視、警戒、②通信、連絡、③ダム又は水門等の操作、

④水防のための水防団、消防機関等の活動、⑤団体間における協力及び応援、

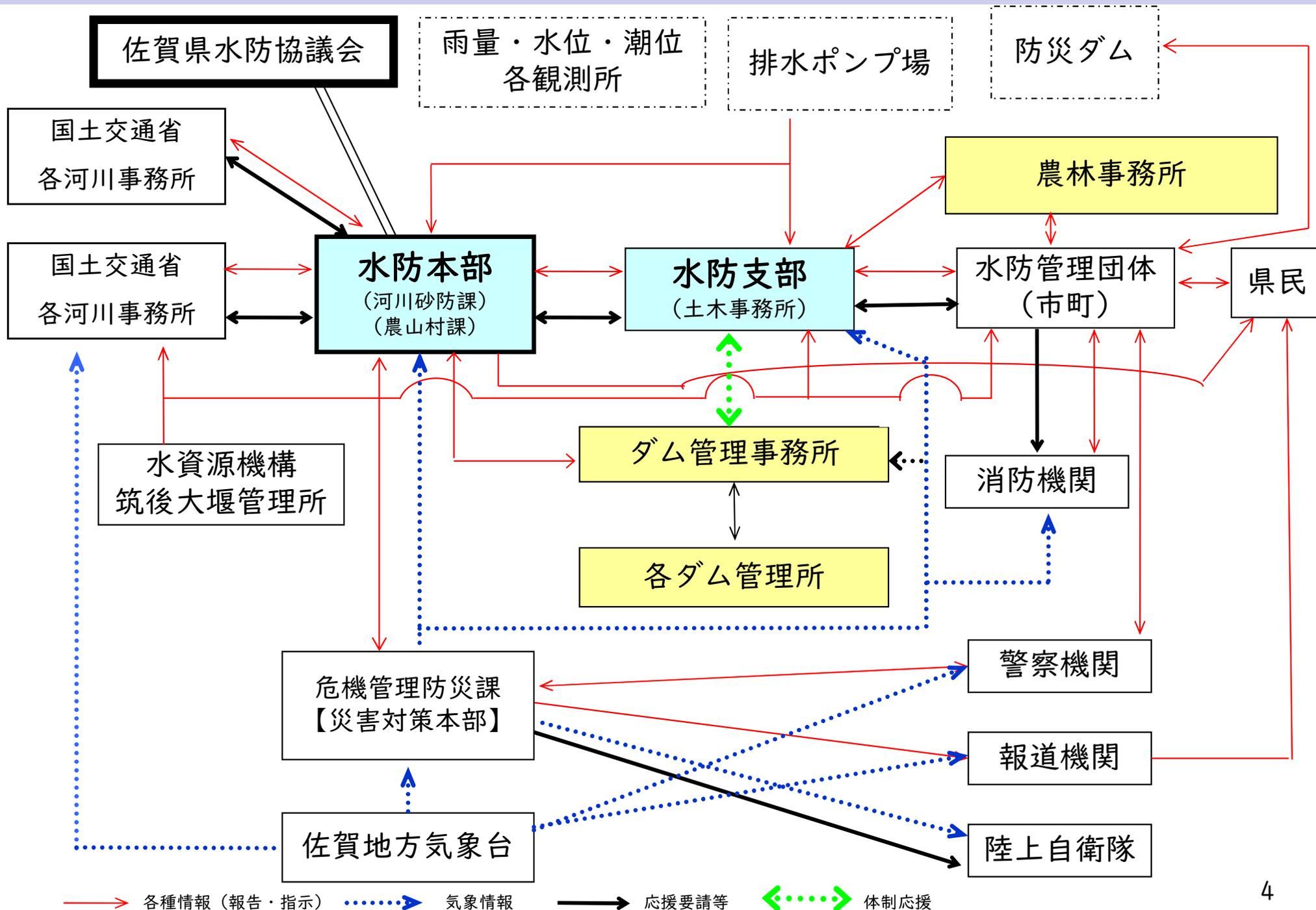
⑥水防のための活動に必要な河川管理者の協力、⑦水防に必要な器具、資材の整備及び運用に関する計画をいう。

令和5年度水防計画書の記載項目

- 第1章 総則
- 第2章 水防組織
- 第3章 水防通信連絡
- 第4章 水位の観測、通報及び公表
- 第5章 水防警報
- 第6章 洪水予報
- 第7章 気象等の通報等
- 第8章 ダムの管理・水門等の操作
- 第9章 巡視及び警戒
- 第10章 緊急通行
- 第11章 水防信号及び標識
- 第12章 協力及び応援
- 第13章 自衛隊及び警察官の出動要請
- 第14章 水防管理団体の水防計画
- 第15章 水防訓練
- 第16章 水防啓発
- 第17章 その他

佐賀県の水防組織

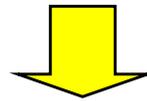
【計画書 P5～】



→ 各種情報（報告・指示）
 ⋯→ 気象情報
 → 応援要請等
 ↔ 体制応援

重要水防箇所とは

堤防が低い（幅が小さい）箇所や過去に破堤した箇所など、水防上特に注意を要する箇所のこと



洪水時にこの区域の巡視を重点的に行う

県管理河川重要水防区間指定基準

破堤や越水等により

- ・ 床上浸水10戸以上又は床下浸水50戸以上の被害を与える区間
- ・ 公共施設（建物、道路、鉄道等）に重大な被害を与える区間
- ・ 農地60ha以上に被害を与える区間

重要水防箇所

	種別	箇所数	延長	該当ページ
河川	(国土交通省) 重要水防区間	288箇所	153,680m	P138
	(県) 重要水防区間	139箇所	414,530m	P182
	(県) 重要水防区間外で 危険と予想される区間	73箇所	57,625m	P182
海岸	警戒を要する海岸堤防	9箇所	26,720m	P241
ため池	水防警戒を要するため池	1,407箇所	—	P199~

令和5年度の主な変更点

1 排水ポンプ車の配備について明記

【計画書 P84~】

2 河川カメラの追加

【計画書 P131~】

排水ポンプ車の配備について

【計画書 P84】

令和4年6月に佐賀、東部、唐津、伊万里、杵藤の5つの土木事務所に排水ポンプ車をそれぞれ1台、計5台導入したことから、計画書に記載。



【効果】

・配備前は、国にポンプ車の派遣を要請していたため、遠方からの出動で到着まで時間がかかっていたが、導入により機動的対応が可能となる。

河川カメラの追加

【計画書 P131～】

国土交通省関係河川カメラが増加したことから計画書に記載。

機器名	カメラ設置箇所数	
河川CCTV	98箇所	P131
河川簡易カメラ	17箇所→24箇所	P132

【県管理】河川(海岸)カメラ設置状況

機器名	カメラ設置箇所数	該当ページ
河川CCTV	県内水位周知河川31河川33箇所	P134
河川CCTV(ダム系)	県内3河川3箇所	P134
河川簡易カメラ(ダム系)	県内13河川21箇所	P135
海岸CCTV	県内4海岸4箇所	P135

